

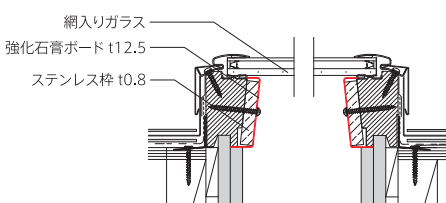
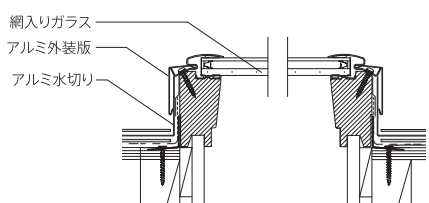
「天窓の防火における扱い」



※天窓(トップライト)の防火における扱いに関して、建築基準法上、明確な規定はなく、法令などに基づく規格・試験方法・認定等が現状定められていないため、判断は行政の主事等に委ねられています。

参考 <天窓(トップライト)の防火および耐火上の考え>

- ・トップライトは防火上、耐火上の点からみると「屋根」として考える必要がある。「外壁」の一部である防火設備の規定対象とはならない。
- ・防火地域および準防火地域以外の市街地の屋根については、法第22条に従い不燃材で仕上げる必要がある。
- ・耐火建築物または準耐火建築物であることを求められる建築物の場合は、主要構造物である屋根として30分耐火を満たす必要がある。
- ・準防火地域の木造3階建ての天窓はイ準耐(30分耐火の屋根)と同じ扱いになります。

準防火地域			その他の市街地	
4F~ (または1500㎡を超える建物)	3F (または500㎡を超える建物)		1F~2F	
新防火地域 ※注1				
4F~ (または500㎡を超える建物)	1~3F		1F~	
防火地域				
3F~ (または100㎡を超える建物)	1~2F			
耐火建築 屋根(屋根開口部)	準耐火建築(イ準耐、ロ準耐1延焼あり) 屋根(屋根開口部)	準耐火建築(ロ準耐1延焼なし、ロ準耐2) 屋根(屋根開口部) ※注2	法第22条指定 屋根(屋根開口部) ※注2	
30分耐火の屋根 例示仕様: 鉄材で補強されたガラスブロック若しくは網入りガラスで造られたもの「平成12年告示第1399号第五の3」		屋根を不燃材で葺く ただし、網入りガラスが指定される場合あり		
【申請根拠】 鉄材で補強された 網入りガラス でつくられた天窓		【申請根拠】 アルミとガラス(不燃材) でつくられた天窓		
<p>【スチール補強天窓】を選択</p> <p>FS SR フィックススカイライト</p> <p>●サイズ(選択)</p> <p>C01 (W546 x H695) / M25 (W776 x H547)</p> <p>M02 (W776 x H775) / M04 (W776 x H975)</p> <p>●ガラス(選択)</p> <p>透明網入 3028 / 型板網入 3035</p> <p>※ベルックス製ブラインド取付け不可</p> <p>※納期: 10営業日</p> <p>※通常品と区別するため、スチール補強天窓と明記ください。</p>  <p>※採用の可否判断は各地の行政/申請機関に確認すること</p>		<p>ベルックス製品は、全て使用可能</p> <p>※トップライトは外壁開口部ではないので、防火設備の必要はありません。</p> <p>【網入りガラス】を指定される場合があります。</p> <p>【網入りガラス】を指定される場合: 網入りガラス6.8mmと明記</p> 		

※注1: 平成15年以降、東京都建築安全条例第7条の3にて規定された地域

※注2: 耐火建築物または準耐火建築物としなければならない特殊建築物などの屋根を除く